第Ⅱ章　計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもは社会の希望であり、次代の社会を担う主役です。すべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、以下の基本理念を掲げます。

すべてのこどもたちが幸せに生きていけるよう、
地域みんなで支え　こどもと子育てにやさしいまち
やすぎ

目標の実現にあたっては、こどもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親として子育てをするというライフステージの各段階に応じた切れ目ない支援を実施します。

2. 基本目標

本計画では、「結婚・妊娠・出産」、「子育て」、「社会で活躍」といったライフステージごとの基本目標を設定し、こどもや子育てに関する一貫した施策を総合的かつ計画的に推進します。

ライフステージ		基本目標
結婚・妊娠・出産		結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実
子育て	保育	こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備
	教育	こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備
	支援	支援を必要とするこども・若者等への支援の充実
社会		誰でも活躍できる社会の構築

3. 基本的視点

計画の推進にあたって、保護者、こども、若者を対象に、次の 4 つの視点に立ち、施策を展開します。

・「こどもの権利と最善の利益」を第一に考える。

こども施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの権利を守るとともにこどもの利益が最大限に尊重されるように、こどもをすべての施策の中心に据えます。

また、家庭環境や障がいの有無等に関わらず、すべてのこどもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

・ライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」を実施する。

結婚や出産は個人の価値観に関わるものであり、個人の自由な選択にゆだねられるべきものです。しかし、結婚や出産を希望してもそれがかなえられない現状もあることから、支援が必要となっています。安心してこどもを産み育てられる社会を実現するため、子育てにおいても妊娠、出産、乳児期、幼児期、少年期、青年期と各ステージで課題を抽出し、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

・こども・若者の育ちを支えるまちづくりを推進する。

障がいがある、発達が緩やか、心が未発達、生きづらいなど困難を抱えるこども・若者がいます。そのこどもや若者にあった健全な育成や支援が行えるよう、こども・若者の人格・個性を尊重し、権利を保障した上で、こども・若者の生活主体である家庭、学校、職場、地域が連携し、必要な支援や教育の提供、または制度につなげる・つながる仕組みを構築します。

次代を担うこどもや若者たちが、チャレンジし、生き抜く力を備え、未来を支える人材として、成長できるようまちづくりを推進します。

・こどもを、子育てを社会全体で支える。

子育ての一義的な責任は父母などの保護者にありますが、かつては大家族や地域も子育てを担っていました。しかし、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になり、かつての子育て支援機能は低下しており、社会全体でこどもの育ちや子育て家庭を暖かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行う必要があります。

そのため、行政、地域、子育て関連業者など社会全体で保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を促し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援します。

こども施策における基本理念

こどもの施策における基本理念は、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」に規定されています。国連総会において採択された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の 4 原則を踏まえて、6 つの基本理念が掲げられました。

子どもの権利条約の「四つの原則」

差別の禁止	生命生存及び発達に対する権利
児童の意見の尊重	児童の最善の利益

こども施策は次の６つの基本理念をもとに行われます

1．すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2．すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3．年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4．すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5．子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6．家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

安来市はこの６つの基本理念を順守し、こどもや若者の声を聴きながら、
すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会にしていきます

4. 施策体系

5 つの基本目標を達成するための施策の方向性を示し、施策体系としてまとめました。

	基本目標	施策の方向性
結婚 妊娠 出産	【基本目標１】 結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実	(1) 結婚を希望する若者への支援
		(2) こどもを授かるための支援
		(3) 親子の健康への支援
		(4) 食育の推進
子育て	【基本目標２】 こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備	(1) 子育て支援サービスの充実
		(2) 経済的負担の軽減
		(3) 相談体制、情報提供の充実
		(4) 保育サービスの向上
		(5) 子育てを支援する生活環境の整備
	【基本目標３】 こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備	(1) 思春期の保健対策
		(2) こどもの生きる力の育成
		(3) 家庭と地域の教育力向上
		(4) 青少年健全育成の推進や、不登校や生きづらさを抱えるこども・若者への支援
		(5) 放課後児童クラブの充実
		(6) こどもの安全の確保
		(7) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備
	【基本目標４】 支援を必要とするこども・若者等への支援の充実	(1) こどもの権利擁護の推進
		(2) 児童虐待防止策の充実
		(3) こどもの貧困に対する対策
		(4) ひとり親家庭への支援
		(5) 障がいのあるこどもと家庭への支援
社会	【基本目標５】 誰でも活躍できる社会の構築	(1) 働きやすい環境づくり
		(2) こども・若者への自立支援

5. 家庭・地域・事業者・行政の役割

計画を実施するにあたり、子育てを支援する各主体の役割を示します。

①家庭の役割

家庭は、こどもにとって、社会の最小単位であり、こどもの成長に最も影響を与える要因となります。このことを踏まえ、保護者は、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、こどもの成長に応じて必要な役割を担います。こどもに支援が必要な時は、行政や地域の力を借りて適切な対応を行います。

また、家庭では、母親だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、他の家族と協力して子育てを行うことが必要になります。

②地域の役割

こどもにとっての地域は、生活を営んでいく上での重要な場です。こどもは、地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、すべてのこどもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、地域全体で支援していくことが大切です。

③事業者の役割

事業者は、働いているすべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方、多様な働き方を選択できるように、働きやすい職場環境をつくることが求められています。

人は「働く」ことで自分の役割（責任）を持ち、活躍の舞台が与えられることにより、自己実現・やりがいにつながります。誰もが、いきいきと働ける環境を整えることは、生産性の向上や労働者の職場定着にもつながります。

④行政の役割

行政は、保健・医療・福祉・教育・労働等、子育て支援充実のために多岐にわたる取組が求められます。そのために、関係部局間の連携を深め、総合的な施策の推進を図っていく必要があります。あわせて、国・県等の関係機関や地域との連携強化に努め、子育て支援施策の計画的な推進を図ることが求められています。